

証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しについて

平成24年 4月25日
株式会社名古屋証券取引所

I. 趣旨

昨年、上場会社の経営者による企業価値の重大な毀損行為が相次いで発覚したことを受け、これらを防止して企業価値の向上に資すべきコーポレート・ガバナンスが機能していなかったとして、我が国証券市場に対する内外の投資者の不信感が高まっています。

当取引所では、かねてから上場会社のコーポレート・ガバナンスの向上のために上場制度の整備に努めてまいりましたが、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図る観点から、独立役員に関する情報開示の拡充など、上場制度の見直しを行うこととします。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 独立役員に関する情報開示の拡充 (1) コーポレート・ガバナンス報告書における開示	<ul style="list-style-type: none">・上場会社は、独立役員として指定する者が、次の a～c に該当する場合は、それぞれに掲げる事項を開示するものとします。<ul style="list-style-type: none">a 上場会社の取引先又はその出身者 その旨及び取引の概要b 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者 その旨及び相互就任の概要c 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者 その旨及び寄付の概要	<ul style="list-style-type: none">※上場会社との間で外観上の独立性に疑いを生じうる関係がある場合に、情報提供を拡充する趣旨です。・上場会社が、概要を記載するまでもないと判断した場合には、概要の記載に代えて、その理由を記載することでもよいこととします。・社外役員の相互就任とは、上場会社の出身者が、他の会社の社外役員である場合であって、当該他の会社の出身者が、当該上場会社の社外役員である場合をいいます。・独立役員届出書においても同様の開示を行うものとします。また、現在、コーポレート・ガバナンス報告書において開示している独立役員に指定しない社外役員の独立性に関する情報についても独立役員届出書において開示するものとします。

項 目	内 容	備 考
(2) 株主総会招集通知等における記載	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、独立役員に関する情報及び社外役員の独立性に関する情報を株主総会における議決権行使に役立てやすい形で株主に提供するよう努めるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株主総会参考書類の役員の選任議案において、議案の対象となる役員を独立役員に指定する旨及びその独立性に関する事項を記載するとともに、事業報告の会社役員に関する事項の欄において、独立役員に指定されている社外役員を明示することや、同様の情報を記載した書類を別途作成し、株主総会招集通知を株主あてに発送する際に同封することが考えられます。
2. 業務の適正を確保するために必要な体制の構築・運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、業務の適正を確保するために必要な体制を適切に構築・運用するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ※上場ルールにしたがって整備を決定する業務の適正を確保するための体制について、その構築・運用についても適切に行うことを求める趣旨です。

Ⅲ. 実施時期（予定）

平成24年6月を目途に実施します。

以 上